

## クリエイターへの適切な対価還元に関する主な意見

平成 27 年 9 月

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会においてこれまで示された、クリエイターへの適切な対価還元に関する主な意見をまとめると、次のとおり。

### 1. 対価還元に係る基本的考え方

- 現行法制制定時、私的複製に係る複製権を制限しても権利者への不利益は零細であったことなどに鑑みて、私的複製は自由かつ無償で行えることとされたが、その際、複製手段の発達・普及のいかんによっては著作権者の利益を著しく害するに至ることも考えられ、将来再検討の必要があることが指摘されていた。その後、デジタル録音、デジタル録画の技術が発達し、権利者の利益が著しく損なわれている状況を踏まえて、私的複製によって生じる権利者の不利益を救済するために私的録音録画補償金制度が創設された。
- コンテンツの訴求力を利用するステークホルダーが一定のリスクの負担をすることによってのみコンテンツにお金が戻り、メーカーも機械を売ることができユーザーは豊富なコンテンツに触れることができる好循環を生むという見地から、対価の還元の問題を考えていくべき。
- 契約や技術によって、創作から利用までの一連の過程で著作権者にとって適切な対価還元の機会が実現できるので、新たな法制度による対価還元は不要。
- 権利者、事業者、消費者の三者の利益バランスがとれ、かつ社会的利益を最大化できる方向を志向すべき。

### 2. 補償すべき範囲

- 国民全体でみて、非常に大きな私的複製のニーズが存在しており、このようなニーズを背景として事業者は私的複製に供される機器・媒体を販売して利益をあげているが、その多くは現行の補償金制度の対象となっていないため、対価が還元されていない。
- 私的複製に関する対価の還元に限定するのではなく、コンテンツの流通経路全体の中で対価の還元がなされるべきである。そしてそれらの対価は、本来は契約により還元されるべき。
- タイムシフトやプレイスシフトのように、自身が購入したコンテンツを複数のデバイスに複製してそれを楽しむということを消費者の多くはしている。1曲を4台に複製した際にそれを4曲とカウントすることには懐疑的。

### 3. 対価還元的手段

#### (1) 補償金制度

- 私的録音録画に供される機器等が現行の補償金制度の対象となっておらず、実態を反映させるべき。
- 私的複製に汎用機器が供されるようになっていくとして汎用機器を補償金の対象とすることは、その機器で私的複製を行わない消費者にまで補償金を課すこととなり、妥当ではない。
- 汎用、専用の話は、ユーザーが支払義務者であるときの話である。メーカーの上げる利益に着目した制度を考えた場合は、メーカーは専用、汎用の別なく複製機能を実装した機器の販売から一定の利益を上げるという構造があるため、質的に異なる。
- 現行の補償金対象機器や媒体を政令指定する方式は状況変化に速やかに対応することができないため、私的複製に供される機能を有する製品・サービスを対象とした補償金制度を構築すべき。
- 補償金の対象を決定する手続として、例えば権利者や事業者が当事者として議論をするという手続も考えられるのではないか。
- 現行制度では事業者が協力義務者とされており、法律上の責任が明確ではない。事業者に対して法的強制力がないとなれば、補償金制度は事実上機能しない。
- 私的複製から利益を受けるという観点からすると、消費者だけでなく、コンテンツの訴求力を利用して成果を上げる事業者等は、利害当事者として極めて大きな存在であり、現行制度では協力義務者となっているが、本来は当事者として考えるべき存在である。よって、複製機能を提供する事業者を支払義務者とすべき。

#### (2) 契約と技術による対価還元

- 原則として、適切な対価還元はビジネスモデルによって担保されるべきものであり、補償すべき損失がある場合には、例えば販売価格を見直す等の契約による解決を図る機会を設けるべき。
- サービスの利便性が高くなればその分を利用料として新たに支払うということは、消費者として受け入れられる。補償金という形ではなく、新しいサービスやイノベーションを促進して、サービスの契約の中でクリエイターに対価還元が行われるべきであろう。
- コピー制御の技術の向上と直接課金の実現が増えてきている現状を踏まえ、私的複製をするか否かわからない消費者に補償金を支払わせるより、サービスを利用している消費者に契約で対価を還元してもらうというのが筋である。
- 2002年当時機能していたコピー制御技術であるSCMS（シリアル・コピー・マネジメント・システム）はもはや有効に機能しておらず、基本的にはコピー制限がない状態で音楽が回っている。

### (3) その他の手段

- 質の高い日本のコンテンツを継続的に生み出すための土壌整備という観点から、補償金よりもむしろ、健全なるクリエイターの育成と創作拡大に向けた支援基金を設立し、権利者、事業者、消費者によって日本コンテンツの国際競争力を向上させる検討をすべき。
- 補償金のように、現実の私的複製に対応して権利者に正確に分配をすることが難しい制度を維持するよりは、ある程度割り切って、クリエイターの育成に大きく舵を取った対価還元を志向すべき。

## 4. その他の意見

### (1) ダビング10

- デジタル放送番組についてはダビング10のルールが適用されており、技術的に孫コピーの作成が制限されているが故にメディアチェンジができない。自由に複製を行えず、そのルールを維持するための社会的コストを消費者が負担しているにもかかわらず、さらに補償金を支払うということは受け入れ難い。
- 過去にはSCMSという孫コピーを制限する技術が音楽コンテンツについて採用されていたが、その際には補償金を支払っていた。もっとも、複製可能な回数等の程度に応じて補償金を課すか否かという閾値論はあろう。

### (2) コンテンツの利用形態の変化

- サブスクリプション型サービスの台頭により、私的複製という行為自体が減少していく傾向にある。

(以上)